

高校生のための消費者教育副読本

# 10代から学ぶ消費者力 活用マニュアル



発行 一宮市 経済振興課  
編集 一般社団法人 消費者力開発協会

# はじめに

副読本「10代から学ぶ消費力」は、消費者教育推進法に基づき、県立一宮商業高校をモデル校として一体的な消費者教育を実施する事業の実施のため作成したオリジナル教材である。

既存の授業内容を補完するプログラムにより実施する点が、これまでに前例のない事業となっている。

プログラムの基本的な流れは、①学校側の教師が授業とリンクする講義内容を副読本から選択し、講義の日時を選定して委託先の一般社団法人 消費者力開発協会に依頼する。②消費者力開発協会では、弁護士、ファイナンシャルプランナー、消費生活アドバイザー等専門的知識を有する多様な講師陣から依頼に合致する者を調整する。③講師は学校に出向くにあたり、依頼元の教師と事前打ち合わせするなどして授業の傾向や生徒の状況を把握し、教室や講堂で生徒の関心に沿った形の授業を行う。

この仕組みにより、モデル校の生徒全体で消費者教育に取り組む態勢が整えられた。

実施に当たっては、家庭科、公民科を始め様々な科目と連携してクラス単位の授業を行うほか、学期の始業式や終業式、夏休み期間などでは、全体会として3学年全体、あるいは学年毎など学校事情に即した時間帯を活用することを想定している。

副読本の利用については、例えばクラスごとの授業なら「未成年者取消し」「クーリング・オフのハガキの書き方」や「苦情の申し出方」「訪問販売お断り法」「ライフプランの作り方」「商品やサービスの選択」等の講義を展開し、副読本に記載されたワークショップを実施することで、より実践的な内容を学べるようになっていく。

また学年全体での大人数制の講義では、「消費者問題の歴史」「消費者市民社会」「持続可能な社会」「トラブル解決に関連する法律」「生活設計」「情報社会のセキュリティやモラル」「製品事故」「クレジット」などを中心に講義し、生徒が副読本で予習・復習をするよう促すことにより、いっそう理解を深められるようになっていく。

## 高校生に対する消費者教育の法的根拠

消費者教育推進法には「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」ことが規定されている。特に高等学校では、社会人になる前に求められる消費者教育の体系的な学習が保障されることが必要である。様々な提供される商品やサービスは高度化複雑化しており、通信販売やインターネット、未成年者としての契約、電子マネーなど、高校生を取り巻く消費者問題も多種多様化している。成人に達する前に、こうした山積する問題を前にして自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利や義務を行使し、消費者被害が起これない社会になるよう働きかけ、消費者被害をいち早く解決する「自立した高校生消費者」を育成する。

# 10代から学ぶ消費者力 活用要領

## (1) 収録内容

この副読本は、社会との接点が高まる高校生の学校教育の場で、経済活動・環境問題・契約社会・消費者トラブルなど広範囲な視点から消費者教育に取り組むためのプログラムとして開発したものである。

学校が設定したカリキュラムに応じ、担当する講師が授業に出向き、講義や講演を行う場でこの副読本を利用する。

章ごとにまとめられた各節はそれぞれ専門分野の講師が執筆している。内容の理解により、学校の教師がこの副読本を活用して消費者教育を実施することも可能となっている。

## (2) 特徴

高校生は、社会との接点が高まる年代だが、本人はまだ自覚していないというケースが多々ある。消費者トラブルに関して、情報は聞き及んでいたりするが、一方で自分は無縁と思っていたりもする。

そこで副読本は、座学にとどまらないよう、自ら回答を導き出す「出題」やグループで話し合うワークショップを随所に取り入れている。

「消費者力」をいかに「自分事」化するかという設計がされている教材である。

## (3) 上手な活用術

- ア リアルなサンプルを用意する  
例えば表示の講義なら、生徒達が好むアイテムを用意し、それも教材に利用する。ネット上の被害ならスマホを手にしながら説明すると理解が早い。
- イ 場合によっては予習を視野に入れる  
「自分事」化のためにもワークショップが重要となるため、授業時間を有効に使う目的で事前に副読本に目を通してもらうことも視野に入れる。
- ウ 内容を他の人と話し合うよう導く  
授業で取り組む効果として、普段関心を持つことがなかった生徒にも発見が生まれる。それをたとえば友達同士の話、家庭での話題とするよう促せば、「自分事」化をより強固なものにすることができる。

# 解答目次

## 基礎編 (1年生)

第1章 ネット社会	
I ネット社会のリスク・トラブル	
副読本10ページ	2
II インターネット決済について学ぶ	
第2章 資産運用	
I 人生設計・金利計算	
副読本18ページ	3
II 小切手・手形について学ぶ	
副読本19ページ	3
第3章 ECO生活	
I 地球環境・温暖化を考える	
副読本24ページ/25ページ	4
副読本26ページ	5
II 省エネルギー・資源を考える	
副読本27ページ	5
副読本28ページ/29ページ	6
III 自転車の日常点検・調節のすすめ	
副読本30ページ/31ページ	7
IV しっかり読みたい自転車の取扱説明書	

## 発展編 (2年生)

第1章 フィナンシャルリテラシー	
I 人生設計	
副読本42ページ	8
II 人生設計・金利計算	
副読本45ページ	8
第2章 消費者力	
I 消費者市民社会って何だろう?	
II 消費者力としての「食生活」	
副読本53ページ	9
III 消費者力としての「住生活」	
副読本58ページ	9
IV 消費者力としての「環境」	
副読本58ページ	10
第3章 デジタルイノベーション	
I ネットトラブル	
副読本63ページ	11

## 実践編 (3年生)

第1章 消費者リスク	
I 消費者力としての「衣生活」	
副読本68ページ	12
II 契約とは?	
副読本71ページ/73ページ	13
III 苦情の伝え方	
副読本75ページ/76ページ	14
IV ついついだまされる	
副読本77ページ/78ページ	15
副読本79ページ	16
V 悪質商法 どんなもの?	
副読本80ページ	16
副読本82ページ	17
第2章 ライフプラン	
I ライフプラン	
副読本86ページ	17
第3章 その他	
I 電子商取引	
副読本89ページ	18
II 金融トラブル	
副読本91ページ	18
副読本92ページ/93ページ	19
III 裁判について知ろう	
副読本94ページ/95ページ/96ページ	20

# 基礎編

## (1年生で学ぶ消費者としての私)

### 第1章

## ネット社会

### 1 ネット社会のリスク・トラブル

副読本10ページ

基礎編 第1章 ネット社会

●サービス利用のトラブル

24時間いつでも利用できるネットショッピング、ネットバンキング、ネットオークションなど、手軽さから利用者が増加しそれにもないトラブルも増加しています。ネットショッピングやネットオークションでは、

①入金したにもかかわらず購入・落札した商品が届かない  
②違う商品が届く、返品に応じてもらえない、相手と連絡がとれない

ネットバンキングでは、  
①自分の指紋から勝手にお金を引き出される不正送金  
②こうしたトラブルが増えています。原因としてはマルウェア感染による情報流出や、銀行を装ったメールの誘導による口座情報の流出があります。

Let's Check

●「ネット依存」の判断基準とは？

「ネット依存」の明確な判断基準はまだ制定されていません。あなたなら、どのようなネット利用をしていたら「ネット依存」だと判断しますか？  
自分なりの判断基準を考えてみましょう。

10

#### 【解答例】

- ・ 鳴っていない着信音が聞こえたような気がしてスマホを確認してしまう（軽度の依存）
- ・ SNSへの投稿への反応が気になり、授業中でもスマホを確認してしまう
- ・ 食事中や入浴中もネット上の反応が気になり、常に手元においていないと心配で仕方がない。
- ・ 現実での友達よりもネット上の友達の方が大切で、（会ったことの無い）彼らのいう事のほうが正しいと思っている。
- ・ ネットを切られるととても腹が立ち、暴言を吐いたり攻撃的になる。

## I 人生設計・金利計算

副読本18ページ

基礎編 第2章 資産運用

ここでもうひとつ注意すべき点があります。先の例では、金利0%で計算されていることです。  
金利(有税)が加わることも視野に入ると、その差はさらに拡大します。

**【具体例】以下の数値は年複利で計算しています。**

① 20歳から毎月1万円を積み立てた場合の10年後の額

- ・金利0% 120万円 (積立額そのまま)
- ・金利1% 125万円
- ・金利3% 135.5万円
- ・金利5% 147万円

② 25歳から毎月2万円を積み立てた場合の5年後の額

- ・金利0% 120万円 (上記と同じ)
- ・金利1% 122.4万円 (①より2.4万円減)
- ・金利3% 127.5万円 (①より8万円減)
- ・金利5% 132.7万円 (①より14.3万円減)

上の例を長て分けるように、同じ積立額であっても、早くから始めることで元利金が多くなります。これが「積立を最初につける」ともいわれる、複利効果です。ライフイベントが揃ったら、ぜひ複利効果を活用して、効率的なお金の準備を心がけましょう。

Let's Check

● 20年後にはどれくらいの額になるか考えてみましょう。

18

### 「20歳～毎月1万円の場合」

金利	10年後	⇒	20年後
0%	120万円	⇒	240万円
1%	125万円	⇒	260.2万円
3%	135.5万円	⇒	307.1万円
5%	147万円	⇒	364.5万円

### 「25歳～毎月2万円の場合」

※同じ10年の期間で捉え 15年後とすると

金利	5年後	⇒	15年後
0%	120万円	⇒	360万円
1%	122.4万円	⇒	382.4万円
3%	127.5万円	⇒	432.5万円
5%	132.7万円	⇒	490.4万円

この計算は 金融広報中央委員会HPに計算ソフトがあります。

⇒<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/skin/menu/stumitate.html>

## II 小切手・手形について学ぶ

副読本19ページ

基礎編 第2章 資産運用

### II 小切手・手形について学ぶ

小切手・手形の実際の便われ方を学ぶ

小切手・手形は、現金の代用物ないしは支払いのために使われています。したがって、簿記での取り扱いも特別な配慮が必要とされています。法律上も、特則なルールが定められています。

実際の簿記引において取扱数は減少傾向にありますが、実務上は重要な機能を果たしています。この章では、実際にどのように取り扱われているのか、ルールおよび注意点を勉強します。

**① 支払いの手段(小切手・手形以外も含む)と注意事項**

日常生活で物を買った場合、いろいろな支払い方法があります。例えば、現金、ICカードでの支払いはよく流通すると思いますが、その他に、デビットカード、クレジットカード、銀行振り込み、手形での支払い、小切手での支払いなどがあります。

**【出題1】**

それぞれのメリット・デメリットを考えながら、下記の表の空欄を埋めてみましょう。

種類	使いやすさ (簡単 or 複雑)	金額の上限 (あり or なし)	支払いの時期 (即時 or 後)	盗まれた場合
現金				
電子マネー				
デビットカード				
クレジットカード				
小切手・手形				

**② 小切手について**

ここでは、簿記の教科書に載っている項目を、法的観点から説明します。

19

種類	使いやすさ (簡単 or 複雑)	金額の上限 (あり or なし)	支払いの時期 (即時 or 後)	盗まれた場合
現金	簡単	なし	即時	救済なし
電子マネー	簡単	なし	即時	救済なし
デビットカード	簡単	あり	即時	救済なし
クレジットカード	簡単	あり	後払い	救済あり
小切手・手形	複雑	あり	後払い	救済あり

## I 地球環境・温暖化を考える

副読本24ページ

基礎編 第3章 ECO生活

### I 地球環境・温暖化を考える

地球環境について考える

私たちの住む地球は、大気に包まれ、豊かな水をたたえた生命体の住む惑星です。私たち人類は、地球上の生命体のひとつに過ぎません。地球の環境というのは、私たち人類や動植物たち、あらゆる地球上の生命体の生命や生活に少なからず影響を与え、その存在を大きく左右する要因ともなります。

①まずは自分の頭で考えてみましょう

地球環境は、近年特に悪化し、異常が生じてきているといわれています。あなたはどんな問題があると認識していますか？

【出題1】地球規模の環境問題として、考えられるものを挙げなさい。

②地球温暖化の基礎知識

地球の表面は太陽光で暖められています。地球に届いた太陽光（日射）で暖められた地表は、赤外線放射を行います。反射や輻射熱は、最終的には宇宙に放出されるのですが、大気の中には、この赤外線を多く吸収する一方で、再放射することで、地表に戻しながら、大気を暖める、二酸化炭素などの一部のガスが含まれています。ちょうど温室のガラスのように、地球を暖めることから、温室効果といい、この効果を引き起こすガスを温室効果ガスといいます。もし、この温室効果ガスが増えれば、地球の平均気温は、マイナス14℃になり、氷の世界になるといわれています。しかし、温室効果ガスが増えすぎると、地球を暖かくし過ぎることとなります。これが地球温暖化といわれる所以です。

【出題2】温室効果ガスの主なものは二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）です。それ以外に京都議定書の削減対象に指定されている温室効果ガスは、どんなものがあるでしょうか？

24

**【出題1】**  
酸性雨・砂漠化・温暖化・オゾン層破壊・森林破壊・野生生物種の減少 等

**【出題2】**  
メタン（CH<sub>4</sub>）一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）ハイドロフルオロカーボン類（PFCs）パーフルオロカーボン類（PFCS）六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

副読本25ページ

基礎編 第3章 ECO生活

### Let's Check

●以下の文のくっこ内にあてはまる語句を入れなさい。

地球温暖化は、大気中の【ア】の濃度が高まることにより、地球の温度が【イ】する現象である。

温暖化は、産業革命以降の「化石燃料」と呼ばれる【エ】【オ】などを燃やし、燃やした際に発生する【カ】が増えたのが主な原因と考えられている。

【出題3】現在、地球温暖化により、引き起こされていると考えられている環境問題を挙げなさい。

年平均気温長期変化傾向 1978-2010

【出題3】気温上昇、異常気象、氷河や永久凍土の溶解、海水温上昇、海面上昇、気候変動による生態系の変化 等

③地球温暖化防止の取組み

地球温暖化の防止を目的とした温室効果ガスの削減は、地球規模の取組みが不可欠です。

地球温暖化に関する国際的機関としては、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)があります。IPCCは、WMOとUPEPにより、世界中の科学者が集結し、地球温暖化を解明、評価報告書をだす政府間機構です。

また、1992年にブラジルのリオで開催された国連環境開発会議（通称・地球サミット）

25

**【Let's Check】**  
【ア】 温室効果ガス 【イ】 上昇する  
【ウ】【エ】（石油）（石炭）順不同  
【オ】 二酸化炭素

**【出題3】**  
気温上昇、異常気象、氷河や永久凍土の溶解、海水温上昇、海面上昇、気候変動による生態系の変化 等

副読本26ページ

読解編 第3章 ECO生活

ト)で、「気象変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、アジエンダ21も合意されました。

**【出題4】**  
気候変動枠組条約（地球温暖化防止条約）の第7条により、1995年から毎年行われている締約国会議はなんというでしょう？

**④日本の温暖化防止対策**  
日本は、世界全体の二酸化炭素排出量の約3.9%を排出しており、世界で5番目に多い排出国となっています。  
温室効果ガスの濃度を安定させるためには、排出量を50%削減する必要がありますといわれていて、2008年の国総動員G8では、2050年までに世界全体の排出量の50%削減目標を共有しました。  
1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）が施行され、2006年からは、「温室効果ガス排出量測定、報告、公表制度」も始まっています。また、2013年11月には、「ACE(Actions For Cool Earth): 攻めの地球温暖化外交戦略」を発表するなどの取り組みを行っています。

**【出題5】** 以下の2点について考えてみましょう。  
① 低炭素社会の実現をめざし、どういった取組みが有効と考えられるでしょう？  
② 温暖化防止のために私たちにできることは何があるでしょう？

**Let's Check**

●以下の文のくっこの内にあてはまる語句を入れなさい。  
[ア] 社会とは、[イ] の原因である [ウ] などの温室効果ガスの排出を削減するため、[エ] 配慮を徹底する社会システムである。

●主な温室効果ガスである二酸化炭素とメタンの濃度を宇宙から観測する日本の人工衛星（温室効果ガス観測技術衛星）GOSATの愛称はどれでしょう？  
 あかつき  いぶき  ひとみ

26

**【出題4】**  
COP [Conference of the Parties]  
※COP21の正式名称は「気候変動枠組条約第21回締約国会議」  
2015年12月、法的拘束力を持つ永続的な温暖化対策の国際合意「パリ協定」を採択

**【出題5】**  
① 国や地球規模での温暖化防止対策や環境保護活動 等  
② 省エネ活動やECO活動 等 色々  
※ミクロ・マクロ的自由解答でも、適合していれば正解

**【Let's Check】**  
●[ア] 低炭素 [イ] 地球温暖化 [ウ] 二酸化炭素 [オ] 環境  
●いぶき  
平成23年1月23日に打ち上げられ、今も観測を続けている世界発の日本の人工衛星GOSAT

## II 省エネルギー・資源を考える

副読本27ページ

読解編 第3章 ECO生活

**II 省エネルギー・資源を考える**  
持続的発展に必要なエネルギー

エネルギーは、現代社会の基礎となる要素の一つです。エネルギー革命で、石炭から石油に推移したものの、これら石油・石炭・天然ガス・炭素石などの燃料や原料の地球の埋蔵量には限りがあります。  
私たちの社会生活の発展は、再生可能資源の大量消費とともにあったともいえます。電気を作るための代替エネルギーとして、原子力発電に移行した国も多くありますが、ウラン使用のため、放射能問題が多々発生しています。

**①持続的発展**  
発展を持続させるためには、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進が不可欠となります。

**Let's Check**

●現在、導入がすすむエネルギーには、どんなものがありますか？

**【出題1】**  
再生可能な資源は何とよばれているでしょう？

**【出題2】**  
石炭・石油・原子力・天然ガスなど、自然のエネルギーは、一次エネルギーといえます。では、それらからつくられる電気・ガス・ガソリンなどは何というでしょう？

27

**【Let's Check】**  
●風力、水力、地熱、太陽光、バイオマス、雪氷 等  
※高校政治・経済教科書p1～p2 参照

**【出題1】**  
自然エネルギーまたは再生可能エネルギー

**【出題2】**  
二次エネルギー



副読本28ページ

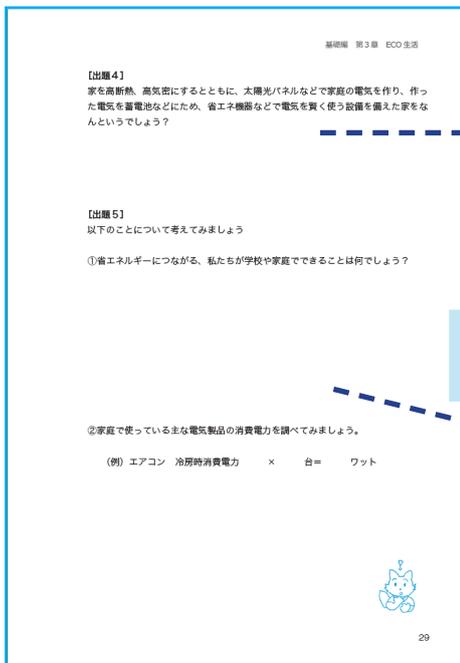
**【Let's Check】**

エ 電気

**【出題3】**

発電時に二酸化炭素の排出がないエネルギーで、少量ではあるが、希少天然資源のウランを原料に使う。使用済み核燃料などの放射性廃棄物の管理や処理や再利用が難しい。事故が起こった時の被害が広範囲に及び、甚大になる等。

※現代社会教科書p258～p259参照



副読本29ページ

**【出題4】**

スマートハウス

※現代社会教科書p257 図①参照

**【出題5】**

①節電に努める。車をなるべく使わない。等  
※消費者力副読本 p 50にあるような環境に配慮した解答なら、正解。  
(グループ討議か、パネルディスカッションによる自由回答とする)

②家庭学習か、宿題とする。

# III 自転車日常点検・調整のすすめ

副読本30ページ

## III 自転車の日常点検・調整のすすめ 改正道路交通法で自転車事故にも厳しい目

2015年6月1日に改正道路交通法が施行され、自転車は軽車両として厳しい取り締まりの対象となりました。罰則面では「ブレーキは前輪及び後輪にかかり、毎時100km/hのとき、5m以内の距離で停止させることができること」と規定されており、不良自転車は違反となります。事故を起こさないためにも、点検・整備を怠らないことが重要です。

### はじめに

自転車事故で、製品によるものと分かれる案件では、日常点検が不十分なために起きているものが少なくないのでは、事故品の調査をしていることがよくあります。自転車の点検・調整に対する意識の低さを我が家においても目撃しています。足元とも日常点検や調整の知識、習慣を身につけて、安全かつ安心して、しかも快適に自転車を活用したいものです。

※ここではあくまでも、製品の問題は、製造段階に付する問題を指すものであり、また、製品も正しく安全に使いこなすためには、取扱説明書も必ず読まねばなりません。

### ①事故情報から点検のポイントを検討してみよう

平成27年度消費者庁の事故情報から自転車事故を防ぐための点検・調整のポイントはどこにあるのか、一緒に検討してみましょう。

- 前輪・フロントフォーク
  - ・前輪が外れる ⇒ なぜ外れた？
  - ・フロントフォークの破断 ⇒ 事故にならないためには？
  - ・前輪ロック ⇒ なぜ前輪はロックした？
- フレーム
  - ・フレームが折れる ⇒ 事故にならないためには？
- ハンドル
  - ・ハンドルが効かない ⇒ なぜ効かない？
- ブレーキ
  - ・ブレーキの調子 ⇒ 何をして維持する？



30

## ●前輪・フロントフォーク

・前輪が外れる ⇒ なぜ外れた？  
車輪の固定を確認していない。クイックリリースハブの正しい取扱いを知らない

・フロントフォークの破断 ⇒ 事故にならないためには？  
フロントフォークに傷がないか確認をする

・前輪ロック ⇒ なぜ前輪はロックした？  
Vブレーキなど良くきくブレーキがあり、その癖を知って使いこなす必要がある

## ●フレーム

・フレームが折れる ⇒ 事故にならないためには？  
溶接部に亀裂がないか確認をする

副読本31ページ

- チェーン
  - ・チェーンが外れた ⇒ なぜ外れる？
- その他の部品
  - ・グリップの外れは、雨ざらし、自分で交換した不完全な取付に注意。
  - ・その他、ねじ、部品のゆるみの確認をする。



### ②新車を買いました。最初に何をしますか？

自転車を購入したときに、体格に合わせた調整、取扱いの注意の説明など必ずしもしてくれないお店があります。通販ではこのような作業はなおさら難しいでしょう。念のために、新車時のチェックを自分でしておきましょう。

#### <組み立て技術で難しいところを中心に確認しましょう>

自転車販売店の店員さんの資格試験に、一般財団法人日本車検協会認定自転車技士の資格試験があります。実技試験の審査結果で、出来の悪い項目をワースト10として一般財団法人日本車検協会のホームページで公表しています。このワースト10こそが組み立て技術で難しいところになります。したがって、新品時にはこの項目(下記)に沿って確認するのが効果的です。

- イ)スポーク組と張力不足
- ロ)車輪の振れ、緩み、フレームの隙間
- ハ)変速調整
- ニ)リムブレーキの調整
- ホ)ハンドルの姿勢
- ヘ)ハンドルの固定
- ト)サドルの固定・姿勢
- チ)ペダルの固定
- リ)チェーンのつなぎ
- ヌ)ブレーキワイヤの取付・長さ・キャップ
- ル)ブレーキブロックの固定
- ヲ)リヤリフレクタの取付・固定
- ワ)ベルの固定

31

## ●ハンドル

・ハンドルが効かない ⇒ なぜ効かない？  
ハンドル錠がかかったままでは操縦はできない。確実に解除していることを確認する

## ●ブレーキ

・ブレーキの調子 ⇒ 何をして維持する？  
きき過ぎかききが悪いかどうか、動作の確認をする

## ●チェーン

・チェーンが外れた ⇒ なぜ外れる？  
チェーンにたるみがある。変速の調整がくるっている

# 発展編

## (2年生で学ぶ賢い消費者への道)

### 第1章

## フィナンシャルリテラシー

### I 人生設計

副読本42ページ

発展編 第1章 フィナンシャルリテラシー

●教育資金／中学校から私立に進学し、大学は私立文系に通う場合、子ども1人あたり1,600万円程度です。もちろん2人ならこの倍額ですし、子どもがなければかかりません。

●老後資金／老後の暮らしよりもありますが、年金だけでは不足する額の目安は、おおよそ3,000万円です。老後資金は住宅資金や教育資金と異なり、進しも準備が必要です。

ライフイベントによっては、これら以外にも準備が必要です。たとえば結婚資金や海外旅行費用などです。三大資金を含めて、いずれも発生が予測される時期に向けて蓄えることになります。

◎お金を貯めるには  
お金を貯める方法は、原則として次の3つです。

- ①収入を増やす
- ②支出を減らす
- ③運用する

※3については、発展編 第1章 -II- 「人生設計・金利計算」で詳しく学びます。

#### Let's Check

●積み立てプランを立ててみましょう。  
30歳の時に120万円が必要なライフイベントに対して、10年かけて準備する場合、毎月いくらを積み立てが必要でしょうか？ また、金利（利率）のつきかたによって積立額はどのように異なるでしょうか。金利0%、1%、3%、5%に分けて考えてみましょう。

#### 【Let's Check】

積立目標：120万円

積立期間：10年

●毎月いくら積み立てれば達成できるか

金利	⇒	毎月の積立額
0%	⇒	10,000円
1%	⇒	9,700円
3%	⇒	9,000円
5%	⇒	8,400円

### II 人生設計・金利計算

副読本45ページ

発展編 第1章 フィナンシャルリテラシー

(年金貯蓄係数 算見表)

年	1%	2%	3%	4%	5%
1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2	2,010	2,020	2,040	2,060	2,080
3	3,030	3,060	3,090	3,120	3,150
4	4,060	4,120	4,180	4,240	4,300
5	5,110	5,200	5,290	5,380	5,470
6	6,180	6,290	6,400	6,510	6,620
7	7,270	7,400	7,520	7,640	7,760
8	8,380	8,530	8,680	8,830	8,980
9	9,510	9,680	9,850	10,020	10,190
10	10,660	10,850	11,040	11,230	11,420
15	16,070	16,390	16,710	17,030	17,350
20	22,170	22,610	23,050	23,490	23,930
25	28,240	28,790	29,340	29,890	30,440
30	34,380	35,040	35,600	36,160	36,720

#### Let's Check

●年利3%複利で毎年24万円を10年間積み立てると、10年後の元利合計はいくらになるでしょうか？

答は24万円×11,464＝275万円

※正確には毎月複利で計算されますが、計算が複雑なため、年複利を使用しています。このように、複利効果は「時間を味方につける」方法です。ぜひ活用しましょう。

#### ◎お金を借る場合

ここまででは運用して増やす場合でしたが、借りる側では、逆のことが起きます。利息制除法では、元本（貸付額）100万円以上の場合、年15%まで利息を取ることが認められています。

借入（ローン）を利用すると、元本+利息、すなわち借りた額以上を返さなければなりません。奨学金の利用など、使い方によっては有効な方法ですが、よく考えて利用することが非常に重要です。

#### Let's Check

●100万円を年利15%で5年間借りっ放しにした場合、5年後の返済額はいくらかになるでしょうか？



#### 【Let's Check】

100万円を年利15%で5年間借りっ放しにした場合の5年後の返済額

100万円×1.15の5乗＝201万円

∴倍以上になる

# 消費者力

## II 消費者力としての「食生活」

副読本53ページ

別冊 第2章 消費者力

**食品と安全**

食品は毎日の生活に欠かせない商品ですが、生産から出荷、配送、販売と多くの人の手を経て消費者のもとに届きます。購入後も保存や調理を経て、飲食するまでにも様々な危険があります。

食品にまつわるトラブルは、「食中毒」「異物混入」「誤表示」などのほか、飲食の際のちょっとした油断で起こる悲劇的な事故、食品と関連して口に入れてしまったことによる事故など、人が原因のトラブルもあります。

①異物混入  
加工食品や外食などで問題となる異物混入のほか、食品の異常は消費者の手元にあるときにも起こります。保存方法が早く腐敗が進み、異物混入のように見受けられることがあります。調味料、塩が入りこんだのに気づかずトラブルになることもあります。

②のどにつかえる  
「もち」など食感の硬い食品でも、事故につながる場合があります。唾液の分泌量の減少、かむ力の低下などが原因。小学生では給食のパン、幼児ではこんにゃくゼリーや餅の例があります。

③誤飲  
誤飲の場合は、飲み込んだものによって対処法が違います。幼児はタバコやボタン電池、高齢者はキャンドル（筆子と誤認）、ペットボトルに詰め替えた漂白剤を家族が飲むといった事故例があります。気づくのが遅れると重大な被害になることがあります。

**Let's Check**

●異物混入に気づいたときは、どうすればよいでしょうか？  
いつ気づいたか、対処方法は、見落としたりしないか、など消費者として知っておいたほうがよいことはいくつもあります。考えてみましょう。

53

**「Let's Check」**  
食品の異物混入に気づいたら

食品は気づいたそのままの状態でも保管すること。その食品を特定するためには、購入時のレシート(購入店、日時、価格などがわかる)、外箱(製造者、工場、製造日などがわかる)、容器のふたなどが参考になる。

その食品を購入してから開封、異物に気づくまでの保管状況、飲食していた場合は食べた人の体調などがわかるようにして、販売店、製造者、保健所などに申し出る。

## IV 消費者力としての「住生活」

副読本56ページ

別冊 第2章 消費者力

⑦ステップ7 契約の終了・退去  
退去の際には契約書に書かれている退去予告期間前に管理会社へ伝えます。退去日までに電気ガス水道業者へ連絡して精算をします。

⑧ステップ8 物件(部屋)の明け渡し  
荷物を全て運び出した後簡単に清掃をしてくださいます。明け渡しと鍵を返します。

⑨ステップ9 敷金の精算  
国土交通省が定めた「賃貸借におけるトラブル防止のガイドライン」に基づき入居者と家主の現状回復割合が精算されます。基本的には通常使用による劣化は地主負担となります。故意過失・善管注意義務違反による汚れや破損は借主負担となります。退去時に法外な修理代を請求され、トラブルになる場合があります。

**Let's Check**

●トラブルを防ぐために、どんなことをすればよいか考えてみましょう。

56

**「Let's Check」**  
賃貸アパートでは壁一枚で、隣人や外の社会とつながっていることに気を配る。

- ・騒音／自分にとっては心地よい音楽、友人との会話でも、他人にとっては騒音になることがある。
- ・共有スペースのルール／廊下や駐輪スペース、ゴミ置場などの使用のルールを確認。
- ・防犯／鍵の管理を徹底。二階の窓だからと油断しない。
- ・住み方／賃貸であっても、自分の所有物と同じ程度には管理して居住する義務がある。  
※湿気やカビ、油汚れ、ゴミやタバコのおいなどに注意。

# IV 消費者としての「環境」

副読本58ページ

環境編 第2章 消費生活

資源ごみリサイクル法での各種リサイクルマーク



【出題1】 小型家電リサイクル法で、電話会社が使用済み携帯電話を回収するのは、何故でしょうか？

【出題2】 現在、家電リサイクル法の対象となっている電化製品は何でしょうか？

【出題3】 家電リサイクル法の対象品を、新しく買替えや、廃棄する場合、リサイクル料金や、運搬料がかかりますが、それは誰が払うのでしょうか？

【出題4】 資源有効利用促進法により、使用済みパソコンは、メーカーに回収・リサイクルが義務付けられました。周辺機器は回収してくれますか？

【出題5】 自動車リサイクル法で、原則、新車購入時、車の所有者がリサイクル料金を支払ったときに発行されるものは何でしょうか？

**Let's Check**

●リサイクル関連法が次々と施行される原因は何か、考えてみましょう。

◎省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）  
この法律は、産業部門および大規模にエネルギー消費を増加している民生（家庭＋業務）部門での省エネ対策を強化するため、工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するためのものです。  
全温室効果ガス排出量の3割を占め、CO<sub>2</sub>削減効果の排出量が抑えている民生（家庭＋業務）部門における住宅や建築物に関する省エネ対策の推進を図ります。

58

## 【出題1】

資源ごみであるレアメタルを回収するため  
※携帯電話は、アルミ、銅のほかにも、金、銀、パラジウム、コバルト、ニッケルなどの希少な金属もふくまれており、再資源化するため

## 【出題2】

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

## 【出題3】

使用者（消費者）

## 【出題4】

本体とディスプレイのみで、プリンターやスキャナーは対象外

## 【出題5】

リサイクル券

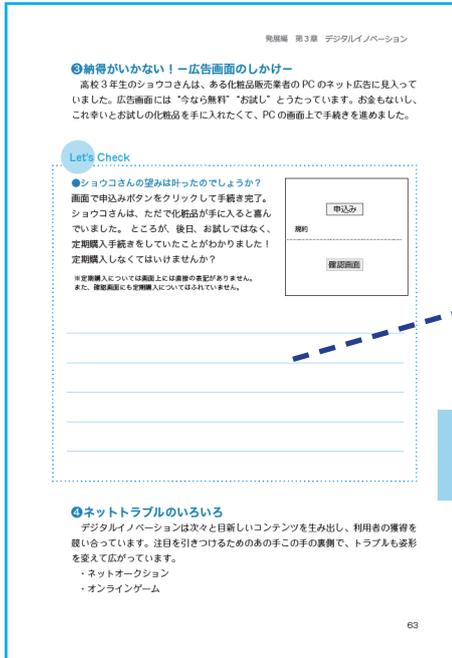
## 「Let's Check」

ゴミが増え続け、ごみ焼却コストも増大。不燃ごみや廃棄物を保管する場所が減り続け、不法投棄も増えている。等

# デジタルイノベーション

## 1 ネットトラブル

副読本63ページ



### 【Let's Check】

私たちの心をくすぐる“今だけ無料”“試供品差し上げます”などの広告の一文。そこで、ショウコさんが巻き込まれたトラブルの対応について考えてみましょう、と語りかける。

なお、これから説明することはあくまでも一つの考え方を示すものであり、同様の事例であっても個々の事例によって取り巻く状況は異なる点を念頭に置くこと。インターネット通信販売を利用する際に参考にできるよう伝える。

一般的に、インターネット通信販売の取引の場合、事業者は取引画面に「申込画面」と「確認画面」を設けることが義務付けられている。消費者が思っていたことと違う入力操作をしてしまった場合や、途中で申込自体をやめようと思った場合に、その場で訂正できるよう、再確認を求められるようになっていなければならない。

また、「取引画面」には取引に関する内容や取り決めごとを明らかにするように義務付けられている。

この事例の場合、取引画面上に“試供品”“定期購入”条件などの内容について明らかにしていない点に注意。  
また、申込画面上に“規約”なる表記が目立たなく表示されて、必ず、確認するようという注意喚起もされていない。

試供品の申込みが定期購入の手続きになってしまった経緯は、巧妙に仕掛けられた罠にはまってしまった例となる。

ここで解決のカギになるのが、ショウコさんが未成年者であるということ。未成年者は原則として親などの法定代理人の同意がなければ、契約の取消ができる。

ただし、お小遣いの範囲内などであれば法定代理人の同意がなくても契約の申込みはできる。

トラブルにあった場合、一人で悩まず速やかに消費生活センターなどの窓口を活用するよう伝える。

# 実践編

## (3年生で学ぶ実社会と消費者)

### 第1章

## 消費者リスク

### I 消費者力としての「衣生活」

副読本68ページ

副読本 第1章 消費者リスク

#### I 消費者力としての「衣生活」

##### 衣服を知る

私たちが毎日着用している衣服は、快適な体温の保持、皮膚の保護、皮膚を清潔に保ち、さらに、社会生活の維持、自己表現の手段、活動効率を高めるなどの役割を果たしています。快適で安全な衣生活を営むために衣服の素材や繊維の特徴、着用時や取扱い上の注意点を知っておきましょう。

##### ①衣服がつくられる工程

##### ②衣服の表示

衣服には、購入時、および購入後の取扱いの参考となるいろいろな表示がつけられています。そのなかで、組成表示と取扱い絵表示は、家庭用品品質表示法（消費者保護のために作られた法律）という法律で義務付けられています。

近年、衣類は、ビジネス市場の国際化により流通経路がぐくまわったため、国内外の表示を統一する必要性が生まれ、2016年12月1日から取扱い絵表示の記号（図柄）が変わることになりました（表1参照）。

##### Let's Check

●衣服の表示を確認してみましょう。

取扱い絵表示は、縫いラベルなど容易に取れない方法で衣服に直接縫いつけられています。

68

#### 【Let's Check】

服を実際に手にして、表示ラベルを読み解いてみる。旧表示のものを比較してみるのも有効。

たとえば、白い無地のワイシャツ 綿100%のラベルを検証すると以下のような表示内容が読み取れたりする。

<原産国 表示責任者名>

- ・ 日本製
- ・ 株式会社 一宮
- ・ 0586-00-1234

- 旧 取扱い絵表示の例だと
  - ・ 液温は、40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
  - ・ 塩素系漂白剤による漂白ができる。
  - ・ アイロンは210℃を限度とし、高い温度（180～210℃まで）で掛けるのがよい。
  - ・ ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチン又は石油系のものを使用する。
  - ・ 日陰のつり干しがよい。

- 新 取扱い表示では  
実際のラベルを検証してみる

# II 契約とは？

副読本71ページ

副読本 第1章 消費者リスク

## II 契約とは？

契約ってなあに？

この章では身近な契約について考えましょう。

**①契約ってなあに**  
 契約は約束の1種です。約束は、場合によっては許されますが、契約は守ることを強制され、破ることは許されません。いったん契約が成立すると権利と義務が発生し、特定の場合を除き一方的にはやめられないものです。

**Let's Check**

●わたしたちの身近には、さまざまな「契約」があります。次の行為はわたしたちと誰との契約か考えてみましょう。

★1 コンビニでお菓子を買った ⇒ わたしと【 】との契約  
 ★2 電車に乗った ⇒ わたしと【 】会社との契約

**②契約はいつ成立するの？**  
 契約は「これください」と「いいですよ」などの「承諾」という合意（=意思の一致）があれば成立します。契約書などなくても契約は成立します。  
**【出題1】** 次の契約の場合の申込と承諾はいつでしょう？契約はいつ承諾すのかわかってみましょう。  
 コンビニでお菓子を買った：契約時は、お菓子を選んで【 】に持っていったとき/申込みは【 】をください/承諾は？ いいですよ

**③契約が成立すると発生するのは？**  
 契約が成立すると権利と義務が発生します。権利のことを債権、義務のことを債務ともいいます。権利と義務は必ず守らなければなりません。  
**【出題2】** 次の契約のなかではどんな権利と義務があるでしょう。消費者の権利義務と事業者（お店）の権利義務はどんな関係にあるか考えてみましょう。  
 電車のために切符を買ったとき：消費者の権利は？ 電車に【 】権利/消費者の義務は？ 電車賃を【 】義務/事業者の権利は？ 電車賃を【 】権利/事業者の義務は？ 電車に【 】義務

71

**【Let's Check】**

★1 コンビニ  
 ★2 鉄道会社

**【出題1】**  
 契約時は [レジ] にもっていったとき  
 申込みは [このお菓子] をください

**【出題2】**  
 電車に [乗る] 権利  
 電車賃を [払う] 義務  
 電車賃を [受け取る] 権利  
 電車に [乗せる] 義務

副読本73ページ

副読本 第1章 消費者リスク

**Let's Check**

●未成年者の契約を取り消すハガキを書いてみましょう。

○月×日、18歳の一宮ショウコさんが用を歩いていてダマシーエステのカウンセラーに「エステモニターにならないか」と声をかけられた。ついて行ったところダイエットのためのエステをすすめられた。ダイエットのためには食生活が大事と10万円のダイエット食品を買われ1万円払った。現金では払えないので、分割払いにした。翌月、請求書が送られてきて、額に見つかってしかられたので、取り消したい。

一宮ショウコさん 〒491-0000 一宮市本町2丁目0-0  
 ダマシーエステ 〒460-xxxx 名古屋市中区三の丸3丁目0-0

□□□□□□ □□□□□□

**③契約の解除とは？**  
 いったん契約が有効に成立すると一方的にはやめられませんが、以下の場合にはやめられます。

○法定解除：  
 ①債務不履行による解除/契約内容をわざと実行しないとき。  
 ②瑕疵担保責任による解除/目的に普通の注意をしても気づかない不具合があり、契約の目的をたせないとき。  
 ○約定解除：契約時に定めた条件によるとき。  
 ○合意解除：お互いに話し合ってから、契約をなかったことにするとき。

73

**【Let's Check】**

〒460-xxxx

名古屋市中区三の丸3丁目0-0  
 ダマシーエステ  
 代表者 殿

□□□□ □□□□

**契約解除通知書**

契約年月日 平成 年○月×日  
 販売会社名 ダマシーエステ  
 担当者名 カウンセラー ○○氏  
 商品名 ダイエット食品  
 契約金額 10万円

上記契約は未成年者の一宮ショウコが親の同意なしに  
 交わしたものですので取り消します。

なお、支払済みの代金1万円の返金を  
 1週間後の 月 日までに返金してください。

平成 年 月 日

〒491-0000  
 一宮市本町2丁目0-0 一宮ショウコ

# III 苦情の伝え方

副読本75ページ

読解編 第1章 消費者リスク

④苦情を言う効果  
「消費者の権利を守る」ことと同時に、苦情を受ける側としては「よりよい商品作り」に役立つ」とらえる企業もあります。

【出題1】以下の観点から苦情で得られる効果を考えてみましょう  
●消費者にとって好ましい商品作り  
⇒どんな商品？  
●消費者にとって好ましい事業者を応援  
⇒どんな事業者？  
●環境に配慮した商品作り  
⇒どんな商品？

⑤クレーマーとは？  
クレーマー (claim) の本来の意味は「主張する」「要求する」ことです。クレーマーは主張をする人であり、本来は正当な請求をする人のことでした。これが転じて、最近では消費者の権利を超えて過剰な要求をする人、執拗な過剰要求を繰り返す人等を意味する言葉として使われています。

【出題2】  
以下の場合、どこがクレーマーとして扱われることになるか考えてみましょう。  
①腕時計のベルトがすぐ切れる。自分の苦情に対する対応は社長でなければいけない。  
②通信販売で買った下着を着用したが、柄が気に入らないので返品したい。  
③コンビニの棚にある雑誌をコピーしたら店員に怒られた。納得できない。

⑥正しい苦情の伝え方  
苦情は、感情を吐くことではありません。苦情を正しく伝えるために重要なことは以下の7つです。  
①自分の住所、氏名、連絡先などを正しく伝える。  
→きちんと名乗らないと信用性が低く、中傷のようにとらえられ。  
②いつどこで何をいくらでどのようにして契約をした。  
→事実を伝える。契約書などの証拠があるといふ。  
③現状ではどのようなトラブルに当たっているか。  
→事実を伝える。写真などの証拠があるといふ。

75

【出題1】

- 消費者にとって好ましい作り/地場産品、フェアトレード商品、環境を配慮した商品 等
- 消費者にとって好ましい事業者/消費者にとって好ましい商品を作る事業者、環境活動に積極的な事業者、社会貢献に積極的な事業者 等
- 環境に配慮した商品/容器包装など無駄の(少)ない商品、詰め替え商品、リユース商品、リサイクル商品 等

【出題2】

- ①企業には苦情対応の係がある。対応者を社長に限定した点がクレーマーとなる。
- ②柄が気に入らないのは着用前にわかるはず。そもそも通信販売では、クーリング・オフはできない。
- ③雑誌には著作権があり、著作権者の許可が必要である。コピーが許されたら雑誌が売れなくなってしまう。

副読本76ページ

読解編 第1章 消費者リスク

①トラブルの原因に心当たりがあるか。  
→事実を伝える。使用者責任になることもある。

②あるとすればどのようなことか。  
→心当たりになることを伝える。

③1-5を実行できるような書類などがあるか。  
→書籍や写真、苦情誌を保存する。

④どうしてほしいか。  
→妥当な要求であり、過剰な要求はすべきではない。

(次例)  
〇△社 御中  
私は、貴社の製品を購入し使用していましたが、ところが今頃、その思いが置る残念な事象になりました。つきましては、わたしと同様の事象が多発するを防ぐために、貴社へご連絡させていただきます。このことで、以後は同様の事象を防ぐことができ、製品が改善されることを祈ります。  
(製品を利用して何が起きたか、どのようなダメージがあったか、どのように期待に届いてくれなかったか、どのような改善を望むかなどを書く)  
(あなたが見る順番を書く)  
(住所・氏名)

【出題3】次の事例を前提として、あなたがショウコさんになって苦情の手紙を書いてみましょう。  
事例：一宮ショウコさんは、以前に購入したS社サプリメントの広告を目にした。ショウコさんは2016年〇月〇日に、タレントのブログで「ダイエット効果絶大」と書かれていたためサプリメントを10万円分購入。その後何度か追加購入して使い続けたが「効果は全く無かった」。最近そのタレントが、メーカーのS社(〒135-0000 港区台場〇-〇-〇)から、30万円の報酬を受け取ってブログに「効果絶大」と書いていたことがわかった。タレントのブログは「やらせ」だったらしい。ブログに効果絶大と書いていなければ、買わなかった。ブログを信じて購入したのだから、お金を返してほしい。  
(一宮ショウコ 一宮市本町〇-〇 電話番号 058-000-0000)

76

【出題3】

〒135-0000  
東京都港区台場〇-〇-〇  
S社 代表者 殿

〇〇〇 〇〇〇〇

S社 御中

私は、貴社のサプリメントを2016年〇月〇日より、複数回に渡り購入してきました。これはタレントAのブログで「効果絶大」と書かれていたため、それを信用して購入したものです。ところが効果は全くありませんでした。最近になりタレントAは貴社から30万円の報酬を受け取って、ブログに「やらせ」を書いていたことがわかりました。このタレントが「やらせ」でブログを書いていたことを知っていたら、そもそもこのサプリメントを購入することはありませんでした。ブログを信じて購入したのだから、これまで支払ったサプリメントの代金を返金してください。

2016年 月 日

〒491-0000  
一宮市本町〇-〇 一宮ショウコ

# IV ついつい だまされる

副読本77ページ

副読本 第1章 消費者リスク

## IV ついつい だまされる

勧誘トークや広告に潜むワナを知る

消費者が、連絡するつもりがなくて、つい連絡してしまう不届き画面、あるいは、インターネットでつい申し込んでしまう巧みな広告、買うつもりもなかったのについで契約してしまう訪問販売の勧誘トーク、そこに潜むワナを知って対策を考えましょう。

**①ワンクリック請求場面**  
ゲームサイトやトレンドの機種サイトなどで、「詳しくはこちら」などをクリック（タップ）すると、無料アダルトサイトが表示され、年齢確認や「動画再生」のクリック（タップ）でも同様の画面がでることがあります。

**【出題】** スマートフォンにこの画面が出て、友人が困っています。どうアドバイスをしますか？



**②あやしげなインターネット通販サイト**  
トラブルを避けるためには通販サイトのチェックが大切です。

**【出題】** 次の画面で問題のあるところに○をつけ、班内で情報交換しましょう。



＜格安ブランド品に注意！＞  
公式ブランドショップ以外の店で購入した場合、偽物かどうかを判断・立証するのは非常に困難です。偽物だった場合、税関でとめられることもあります。

77

**【出題】** スマートフォンにこの画面が出て、友人が困っています。どうアドバイスをしますか？

**【解答】** そのまま放置するよう、アドバイスする。決して連絡してはいけない。

**【出題】** 次の画面で問題あるところに○をつけ、班内で情報交換しましょう。

**【解答】** ○をつける箇所と理由

- ・80%OFF、90%OFF（極端な値下げ）
- ・会社概要（住所が「千代田区」までしかない。メールアドレスがフリーアドレス。電話番号の記載がない。代表者名の記載がない。）
- ・銀行振込しかない。（クレジットカードが使えない。個人名義の口座の場合は特に注意）

※その他／見慣れないURLや不自然な日本語が書かれている場合は注意が必要。

副読本78ページ

副読本 第1章 消費者リスク

**③SNSの広告からのトラブル**  
1回の契約と思ったら・・・そんな思わぬワナが潜んでいます。

**【事例】** スマートフォンでSNSのサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1か月分2000円の「お試し版」をクリック決済で購入しました。後日クレジットカード明細を見ると、約2万円の請求になっていました。定期購入になっているようです。業者に電話しましたがつながりません。

**【出題】** SNSにはあなたが興味をもつような広告が表示されることが多いですが、なぜでしょう？

**【解説】** 無料のブラウザやアプリなどを使うときに個人情報の登録を求められることがあります。それは広告の配信に利用される可能性もあります。しくみを知って、無料のサービスを利用するかしないかを考えてから決めることが大切です。

**④アポイントメントセールス**  
若い人が書き込まれやすい代表的なトラブルに「就活商法」というものがあります。

**【事例】** 就職先がなかなか決まらないAさん（21歳）は、就職説明会の会場の出口でスーツ姿の女性から「アンケートをとっている」と呼び止められました。つい、答えたところ、数日後、「Aさんに役立つ情報がある」と電話がかかってきて、会うことになりました。カフェで話したあと、営業所に案内され、リクルート講座の契約を勧められました。40万円と高いので、「お金がない」「親に相談する」と言いましたが、相手は納得せず、2時間も聞いてもらえませんでした。

**【出題1】** いつもは慎重なAさんがアンケートに答えてしまったのは、どんな気持ちからだったと思いますか？

**【出題2】** 事業者はAさんのどんな不安をわかって、呼び出したのでしょうか？

**【出題3】** Aさんに断り方をアドバイスしてください。

78

**【出題】** SNSにはあなたが興味をもつような広告が表示されることが多いですが、なぜでしょう？

**【解答】** 個人情報登録した場合には、年齢や性別、趣味などがわかり、接続すると自動的にそのデータを反映した画面表示がされるため。

**【出題1】**  
就職説明会の場合などでは、緊張感から「きちんと対応しなければ」という気持ちになるため。

**【出題2】**  
就職先がなかなか決まらないという不安がねらわれたと考えられる。

**【出題3】**  
「お断りします」ときっぱり言う。  
路上等で実施しているアンケートへの個人情報の記入は避け、電話で呼び出されても応じないようにする。

④ マルチ商法（連鎖販売取引）

友人にネットワークビジネスを勧められ、トラブルに巻き込まれるケースがあります。マルチ商法が怖いのは、あなたが加害者になってしまう可能性があります。

Let's Check

● ロールプレイングで、マルチ商法の手法を知っておきましょう。



<演者>を決めてください。

- Aさん 20歳（会社員）勧誘される人
- Bさん 20歳（学生）勧誘する人、Aさんの高校時代の友人
- Cさん 25歳（アルバイト）Bさんの上位者（Aさんは初対面）

<3人がいる場所>はファミリーストラップ

以下のできごとがあったから3人は場所を変えて集まっています。

AさんはBさんから「いいバイトの話がある」と呼び出され、連れて行かれた先は「ネットワークビジネスセミナー」という会場でした。扱う商品は、「肌がきれいになり、体質も良くなる」という健康食品（20万円）。これを購入してまず会員になる。その後、知人を勧誘すれば1人あたり報酬2万円を得られるという話でした。すでに儲かるビジネスと説明されました。セミナー後「もう少し話そう」とCさんに誘われて、3人でファミリーストラップにやってきました。

<勧誘場面>を演じてみましょう。

演じるポイント：Bさんが主に勧誘します。Cさんはそれをサポートします。Aさんは友人のBさんを怒らせないように断るうとしてください。それに対しBさんもCさんも簡単に諦めず聞いてください。

【出題1】 それぞれ演じた感想を言います。

【出題2】 友人から誘われた場合の、よりよい断り方を考えてみましょう。

【Let's Check】

ロールプレイングを行うことで、もしそうなら、という場面を疑似体験させることが大切。

また勧誘者を演じる側は、説得される側になった場合に聞かされる言葉の裏側にある動機を知ることができる。

【出題1】

「勧誘を断る難しさ」を感じることができれば、よい。

【出題2】

友人からの勧誘は断りにくいと感じたうえで考えることを意図した出題。

断り方としては、断る言葉の前に、「ごめんね」「悪いけど」などと気遣う言葉をつける。早めに話題を変えるのも効果的。

V

悪質商法 どんなもの？

V

悪質商法 どんなもの？

手口を知り対処法を知ることで防げます

販売目的を隠して消費者に近づき、虚偽の説明をするなどの手口で、消費者に商品やサービスの契約を迫る悪質商法は手を変え、品を変えてわたしたちに迫ってきます。悪質商法による消費者被害をなくするために、主な手口や対処法を理解しておきましょう。

① 若い世代をねらう悪質商法

若い世代は社会経験が少なく、契約などに関する知識が乏しいため、悪質商法に陥りやすいなど、消費者トラブルに巻きこまれがちです。

① 不審請求：身に覚えのない情報などを請求される架空請求、アダルトサイトのワンクリック請求など。

② キヤッチセールス：路上でアンケート調査などを装って、声をかけ、営業所、飲食店などに連れて行き、商品やサービスを契約させる。化粧品、エステティックサービスなど。

③ アポイントメントセールス：電話やメール、SNSなどで消費者に接触し、後日呼び出して、商品やサービスを契約させる。異性がデートを装って近づき自己啓発講座の契約をせまる「説話商法」などがある。

④ マルチ商法（連鎖販売取引）：商品やサービスを契約して会員になり、友人などを紹介してそれを販売すれば、報酬がもらえるしくみ。ネットワークビジネスともいう。健康食品、化粧品、情報教材など。

⑤ 高値商法、実験商法（訪問販売）：水質点検を装って訪問し、試薬を使って水が汚いと不安にさせて浄水器を契約させる。

これらの手口の多くは「何を販売したいのか」という販売目的を隠して、消費者に接触してきます。そして、たとえば、「今、肌の手入れを始めたい」と将来ひどいことになるなど不安をあおって、契約させようとする。

また、迷っていると「今だけキャンペーンでお断り」「あなただけ特別に」と契約を急がせます。あいまいな返事は避け、必要なものははっきり断りましょう。

Let's Check

● 20歳代になると、まとまった高額の商品やサービスを契約するよう勧誘される機会が増えます。理由を考えてみましょう。

【Let's Check】

大人になると、未成年者契約の取消ができなくなるから。

【参考情報】

大人になってからの話題は高校生にとってまだ先の話で、あまり関心をもたない傾向がある。しかし2015年6月17日の「改正 公職選挙法」可決・成立により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。これにともない、18歳をもって成人とするよう民法を改正する検討も始まっている。

このLet's Checkは「未成年契約の取消し」による保護が受けられなくなる可能性について、自分事化する内容でもある。

実践編 第1章 消費者リスク

◎事例検討 課題を把握し解決策を探りましょう

【出題1】23歳のショウコさんはインターネット上で見つけた500円のクーポンを持って、美容エステ体験に行きました。体験中に、6ヶ月間有効の20回コース、6万円の契約を勧められ、契約しました。初回の施術は12日後で、週に1回施術を受ける予定です。ショウコさんは翌日、解約したいと思いました。どんな制度が使えますか？

【出題2】契約日から9日後に解約したい場合は、クーリング・オフできますか？

Let's Check

●ヒントです。ショウコさんの場合は、次のようなステップになっています。

① クーリング・オフ  
② 中途解約 (サービス利用後の損害賠償を負担)  
③ 中途解約 (サービスを受けた料金 + サービス利用後の損害賠償を負担)

動画中のときに書かれた、知りたいと言っても届いてくれなかった、うそを言われたなどのことがあれば、取消の主要などができる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。

82

【出題1】  
「クーリング・オフ制度」の利用。

【出題2】  
クーリング・オフ期間は契約日から8日間。従って9日後は、クーリング・オフはできない。ただし、まだ施術が始まっていないので、「サービス利用前の損害賠償額(エステの場合は2万円が上限)」を負担することで中途解約できる。詳しい手続きは消費生活センターに相談する。

【Let's Check】  
解答を導き出すためのヒント。  
グループワークを実施し、話し合いで解答を導き出すために使用したり、解答の裏付け情報として解説に使用したりできる。

## 第2章 ライフプラン

### 1 ライフプラン

実践編 第2章 ライフプラン

「資産運用(投資)」と「ギャンブル(投機)」、それに「貯蓄(預貯金)」を含めた関係は、右図のようなイメージになります。

貯蓄⇒投資⇒投機、の順に、リターン(期待される収益見込み)・リスクの両方とも大きくなるのがわかります。

ここでいう「リスク」は、通常使われる「DANGER(=脅威、危険)」ではなく、「期待される収益見込みのブレ」の意味です。すなわち、この図では右肩上がりですが、逆(右肩下がり)もあるということです。

投資の学習は奥が深く、時間をかけて体験しながら学んでいくことになります。そのためは、少額でもいいので、早くから取り組むことが極めて大切です。今は低金利の時代ですが、その中でも、自分に合った金融商品を探す努力が必要です。

なお、図の左上にある変なマークは、「サギ」と言われるものです。リスクとリターンは表裏一体のもので、このようにリスクが低くリターンだけ高い金融商品は存在しません。

⇒ 詳細は「金融トラブル」や「悪質商法」の項目で学びます。

Let's Check

●「資産運用(投資)」と「ギャンブル(投機)」の違いは何でしょうか？  
皆で話し合ってみましょう。

86

【Let's Check】  
多様な考え方があるが、ひとつの例として

- ・投資・・・「資本」にお金を投じるもの。成長性が見込める企業の株式に投資し、期待通り成長した際の配当金や株式の値上がり益を享受する場合などが一例
- ・投機・・・「機会(チャンス)にお金を投じるもの。偶然性が強い点が特徴。

※「投資」をするには自分で学んだり調べたりする必要がある。人生設計としての資産形成は、投機ではなく投資(と貯蓄)を心掛けよう。

# その他

## I 電子商取引

副読本89ページ

電子商取引に関する法律（電子消費者契約法）  
電子商取引の急速な普及に伴って、消費者向けの商取引のトラブルが増加したことを踏まえて、2001年12月に電子消費者契約法が施行されました。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（電子消費者契約法）  
●民法第95条の特例として、事業者が申込画面の他に確認画面（消費者の申込み内容の再度の確認を促す画面）を設けることなどによって、消費者のPCの操作ミス防止の対応を怠っていない場合には、消費者は契約の要約の錯誤の無効が主張できなくなりました（同法第1条及び3条）。

●特定商取引に関する法律（特定商取引法）  
インターネット取引は消費者が業者からインターネットを介して、商品やサービスの提供を受ける契約であり、特定商取引法の定める通信販売に該当し、同法の規制の対象となります（同法第2条2項）。

販売価格、送料、商品の引き渡し時期、返品特約に関する事項など12項目について表示義務を課しています（同法第11条）。

Let's Check  
●該当でないものはどれでしょう？

表示事項	要示例
送料	送料実費
商品の引き渡し時期	銀行振込の確認後に商品を発送します
返品	返品不可

※例：消費者が「特定商取引ガイド」

**【Let's Check】**  
いずれの広告表示も適切ではない。

- × **送料実費**  
⇒ 送料については**金額を表示することが必要**。例えば、**地域ごとの料金金額を示すこと**などが求められている。
- × **銀行振込の確認後に商品を発送**  
⇒ 利用代金を前払いする場合の商品の引渡時期については、例えば**「代金入金後、〇日以内に発送します」**などと表示することが求められている。
- × **返品不可**  
⇒ 例えば**「商品に欠陥がある場合を除いて、返品には応じません。」**「商品に欠陥がない場合には〇〇日間に限り返品に応じます。送料は購入者負担です。また、商品に欠陥がある場合にも返品に応じますが送料は当社負担です」などと表示することが求められている。

## II 金融トラブル

副読本91ページ

金融トラブル  
社会に出てから気をつけるべきこと

社会人となって働く、毎月の給与やボーナスをもらうようになります。つまり、収入はまとまってではなく、コツコツと得られるのです。そのため先駆者社会人の多くが、計画を立て、毎月や半年ごとなど、定期的に積立をします。もし、予想されるライフイベントに向けて、金利が%や年%での運用を目指すなら、貯蓄（預貯金）だけでは難しいため、投資も必要となります。

株式や債券、あるいはこれらを組み合わせた投資信託などの金融商品での運用が典型です。これらは「リスク性資産」とも言われ、元本保証がない点が特徴。すなわち、運用結果が思わしくない、元金が減ってしまう場合もあります。

●資産運用とギャンブルの違い  
「株はギャンブルだ」という人がいます。運用のやり方によっては、確かに儲けようになることもあります。[デイトレード（株式を購入したその日のうちに売却し、繰上り益を狙う手法）]などがその例です。ギャンブルは、「投機」とも呼ばれます。

Let's Check  
●「資産運用（投資）」と「ギャンブル（投機）」  
この違いは何でしょうか？ 話し合ってみましょう。

	資産運用（投資）	ギャンブル（投機）
同じ点		
異なる点		

●投資と投機の違い  
「資産運用（投資）」「ギャンブル（投機）」「貯蓄（預貯金）」のそれぞれの関係は、次のようなイメージになります。貯蓄⇒投資⇒投機、の順に、リターン（期待される収益見込み）・リスクの両方も大きく変わることがわかります。ここでいう「リスク」は、通常使われる「DANGER」（危険、危険）ではなく、

**【Let's Check】**

	資産運用	ギャンブル
同じ点 ⇒ 動機または目的	お金を増やしたい	
異なる点 ⇒ リスクについての考え方	取引にある程度 のリスクは伴うが 知識と経験から 妥当な判断する	大きなリターン を得るため リスクが大きい ことを承知 (無視)して 取引を行う

実践編 第3章 その他

「期待される収益見込みのブレ」の意味です。すなわち、この図では右肩上がりですが、逆（右肩下がり）もあるということです。

●具体的な金融トラブルの例

右上のイメージ図にドロマークがあります。これは「サギ」と言われるものです。リスクとリターンは表裏一体なので、リターンだけ高くリスクが低い金融商品などはありません。でも、運用結果が良いとき（スゴい）にたまたま、リードを許しているときなど、つい無難をしたり、甘い誘惑に引っかかりがちになります。

●遺付金サギ  
A T社の案件に不慣れた高齢者に誘引があると持ちかけ口座から現金を振り込ませる手口です。高齢者の自宅に電話をしてコンビニの現金に誘導し、携帯電話で操作方法を指示して現金を振り込ませます。

●FX（外為為替証拠金取引）  
証拠金を振り、海外の通貨を転換する取引を行います。小額の証拠金でも何倍もの取引を行うため、預けた証拠金の範囲を超えて損失が発生する危険性が大きく金融情勢に不慣れな人が参入する取引ではありません。

●本公開株  
本公開の株式を特別にあなたに譲ることができると電話勧誘があります。上場予定している事業者は市場のため、高齢者のためなどに役立つ事業を行っているとして立派なインフレットが働くこともあります。上場時は儲かるというのですが、購入を承認し代金を支払うと、株券が送られてきます。さて、この株券の価値は？

これら悪質商法の手口は変化します。振り込みサギの現金奪取方法は、最初は銀行振り込みでした。しかし、銀行口座の開設に本人確認が厳しくなったこと、口座が凍結されると引き出しができなくなってきた、次に現金搬入やレターパックによる現金送付、電子マネー決済が多くなり出した。しかし、これらは注意喚起が有効に受け取りにくくなってると、「受け子」と呼ばれる違法アルバイトが使われてきています。バイトだからと気軽に応募したら、ブラックバイトだったなどということにならないよう注意しましょう。

Let's Check

●受け子の存在は悪質業者にとってどんな存在なのか考えてみましょう。

92

**【Let's Check】**  
受け子は犯罪の全容を知らされず利用されることが多く、首謀者にとっては使い捨ての便利な存在となっている。犯罪に加担してしまうことの重大性を認識しなければならない。

実践編 第3章 その他

●お金を借りる

ここまでは借用などで借やす場合でしたが、借りる側では返すのが前提です。利息制限法では、元本（貸付額）100万円以上の場合、年15%までが利息として認められています。

借入（ローン）を利用すると、元本+利息、すなわち借りた額以上を返さなければなりません。奨学金の利用など、使い方によっては有効な方法ですが、よく考えて利用することが非常に重要です。

Let's Check

●お金を借りる先はさまざまあります。  
親族など個人や銀行ローン、クレジットのキャッシング、サラ金、ヤミ金など、借りやすさや利息、担保、保証人などに違いがあります。  
借りてはいけない事業者もあります。それぞれの違いを話し合ってみましょう。

●多重債務に陥ったら

借りたお金を返せなくなり、返済のために借金をするようになった状態を多重債務といいます。このような状態に陥りそうになったら早めに専門家に相談します。解決方法には自己破産、個人再生手続き、任意整理、特定調停などがあります。借金の内容と金額、収入や財産によって判断します。

Let's Check

●自己整理の方法について、それぞれの特徴を調べてみましょう。

- 自己破産と免責
- 住宅ローンの残っている場合の個人再生手続き
- 簡易裁判所での特定調停
- その他

93

**【Let's Check】**  
個人からお金を借りる場合は返済条件などがいまいになりがち。相手が親族でも、書面できちんと確認して貸し借りをすること。銀行やクレジット会社、サラ金などからの借金は合法的なものだが、ヤミ金からの借金は非法。貸す側だけでなく借りる側も罪に問われる犯罪行為である。

**【Let's Check】**

- 自己破産と免責／自己破産は地方裁判所に申し立て債務整理をすること。免責は債務の支払い義務を免れることをいう。
- 住宅ローンの残っている個人再生手続き／一定の収入がありながら多額の住宅ローンなどの借金があり返済不能の可能性がある場合、借金を減額し3年間で返済する形で債務整理する「個人民事再生手続き」がある。
- 簡易裁判所での特定調停／簡易裁判所で調停委員が借主と貸主の間に立って和解案を示す
- その他／裁判所を利用せず、借主と貸主が借金の返済方法や金額を話し合って決め直す任意整理がある。

# III 裁判について知ろう

副読本94ページ

副読本 第3章 その他

## III 裁判について知ろう

### 裁判について知ろう

ここでは、法律がどのように使われるかについて学びましょう。

① 裁判の役割

裁判には、民事事件の裁判（民事裁判）と、刑事事件の裁判（刑事裁判）があります。

【出題1】 世の中の秩序や治安を保つのは、どの裁判でしょうか？  
 民事裁判  刑事裁判

Let's Check

● どんな問題でも必ず考えて、結論を出す癖をつけましょう。  
 振込め詐欺（おしおし詐欺）という詐欺をご存知ですか。たとえば、「私は警察官だけれど、あなたに罰金があるので、そのお金を振り込めてください」と言われたらどうでしょうか。罰金は、銀行振り込みをするものなのでしょうか。考えて結論を出しましょう。

② 裁判の仕組み

争いは、いつも、自分の言い分が正しいという人と、それが間違っているという人との間で起きます。裁判は、それぞれの人の言い分が正しいかを中立の人が判定するというやり方で進みます。では、以下の空欄に適切な言葉を記入して下さい。

【出題2】  
 民事裁判で、自分の言い分が正しいという人を【 】といい、それが間違っているという人を【 】といい、中立立って、どちらの言い分が正しいかを判定する人を【 】といいます。

【出題3】  
 裁判官は、どのような規則に基づいて正しさを判定するのでしょうか。一番大事な規則は、もちろん日本国憲法です。日本国憲法は、なぜ一番大事な規則なのでしょう。それは、日本国憲法第13条に、「すべて国民は個人として尊重される」とあるからです。つぎに大事な規則は、【 】です。

94

**[出題1]**  
 民事裁判 刑事裁判 の双方  
 ※完全解答を求めるのではなく、一方だけを選んででも正解とし「実は2つとも」と解説する。

**[Let's Check]**  
 「違反」をしていなければ、罰金を払う必要はない。他の人(子供・夫・妻など)の代わりに払うという話であれば、それは「違反」ではなく「犯罪(犯人隠避罪)」での罰金となる。罰金は銀行振込みはできない。警察に行くことになる。

**[出題2]**  
 [原告] [被告] [裁判官]

**[出題3]**  
 [法律]

副読本95ページ

副読本 第3章 その他

【出題4】 前問で述べた規則以外に、裁判官が正しさを判定するための規則にしているものがあるでしょうか。  
 憲法や法律、条約以外に、裁判官が判定基準にするものはない。  
 いや、ある。それは、【 】だ。

Let's Check

皆さんには、18歳から選挙権があります。選挙権という権利を行使するときも「責任を持った態度」が大切です。投票をするときには、よく考えましょう。また、いったん考えた以上は、かならず結論を出すようにしましょう。

### 裁判の実際を知ろう

それでは、いよいよ実際の裁判を見てみましょう。

① 裁判までの準備

裁判をするためには、「訴状」という題名の書面を出して、原告となる人の言い分を書いて出さなければなりません。たとえば、次のように書いてあります。

■ 訴状の形式

（原告）  
 第1 請求の趣旨  
 被告が原告に対して、金100万円を支払え、との判決を求めます。  
 第2 請求の理由  
 原告は、被告に対して、平成○○年4月1日、原告の自宅で、翌月の5月1日を満期日として、金100万円を貸付した。しかし、返済してこない。  
 そこで、この金銭を返すように求めて、裁判所に訴えた。

この訴状を裁判所に提出すると、しばらくして書記官から原告に電話がかかってきます。書記官「この訴状と第1回目の裁判期日（法廷を開く日）を決めて、被告に成り立ちますから、第1回目の裁判期日をお知らせしましょう。」  
 この訴状と第1回目の裁判期日を送る書面が被告に届き、第1回目の裁判が開かれることになりました。

95

**[出題4]**  
 いや、ある。それは[条理]だ。

**[Let's Check]**  
 ここで気づくべきは、「選挙権」を持っている、というだけなら何の役にも立たないということ。なぜなら「選挙権」は、選挙のときに、自分と同じ意見を持っている人を議員や委員に選ぶために役立つ権利であるからだ。自分と同じ意見を持っている人かどうかをよく調べて、よく考えて投票してほしいと、話の最後を結ぶ。

副読本96ページ

副読本 第3章 その他

Let's Check

● 裁判所から「すぐ電話をくれないと大変なことになります」という手紙が来ました。どう対応しますか？

② 裁判当日

裁判当日のシーンです。裁判官が法廷に入ってきました。みんなが一礼すると議定（法廷の管理をする裁判官の権限）が事件を呼び上げます。

庭長「これから、第○○号事件を始めます」  
 裁判官「原告は、訴状に書いてあるとおりと陳述（ここで原告を陳述し）にしますか」  
 原告弁護士「はい」  
 裁判官「被告はあなたが出した訴状前に書いてあるとおりと陳述しますか」  
 被告弁護士「はい」

■ 訴状の形式

（被告書）  
 被告は、原告から、平成○○年4月1日に、金100万円を受け取ったが、これは、原告が借を貸すので、その利息の支払いがなかった。つまり、もらった額より借りの分があったので、返すものではない。

裁判官「この被告書からすると、争いのポイント（争点）は、100万円のお金を、貸したものが、もらったものかということですね。では、その点に就いて、証拠調べをしましょう。原告は、貸したという証拠がありますか」  
 原告弁護士「はい、借付証があります。これです」  
 裁判官「原告は、もう一つどういう証拠がありますか」  
 被告弁護士「このお金をもらった時に、一緒にいた人がもらったという話をしてくれましたから、その人を証人しますので、証人調べをしてもらいたいと思います」  
 裁判官「では、次回は、その一緒にいた人の証人調べをしましょう。今日はここまでとします」

どうやらこの日の手続きは、ここまでです。裁判官や原告・被告の弁護士は、次の裁判期日について連絡をとり合います。

96

**[Let's Check]**

①まず、そこに書かれていることを落ち着いて読む。(気が動転すると嘘が見抜けなくなる)  
 ②連絡先として携帯電話の番号が書いてあったら、差出人は裁判所ではない。なぜなら、かけてきた相手を特定できない電話は裁判所は受け付けない。携帯電話で受けることはない。  
 ③固定電話の番号があったら、インターネットで裁判所の名前を探して、そこにある番号と比べる。  
 ④上記②の場合、または③で電話番号が違っていた場合は、すぐに警察に届ける。